

各位

2019年10月15日

株式会社 東日本銀行

台風第19号に伴う災害により被災された皆さまへ

令和元年台風第19号により被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

当行では、財務省関東財務局長および日本銀行金融機構局長等の連名による「令和元年台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置について」の要請などをふまえ、被災された皆さまに、下記の対応をいたしますので、窓口まで遠慮なくご相談ください。

記

1. 預金証書、通帳、キャッシュカードを紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻しいたします。
2. お届け印を紛失された場合は、拇印にて払戻しいたします。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金、定期積金などの期限前払戻し(中途解約)に応じます。また、定期預金を担保とする貸付もいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるように努めます。
5. 災害時における手形・小切手および電子記録債権の取引停止処分等についても、ご事情を考慮のうえ対応いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引き換えについてご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に係わる相談に応じます。ガイドラインについては、全国銀行協会のホームページにてご覧頂けます。
10. 罹災証明が必要なお取引であっても、他の手段により被災状況を確認するなど、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
11. 休日営業または平常時間外の営業についても、状況を勘案しながら検討してまいります。

以上